

奈良県水道用水供給事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二十七号

奈良県水道用水供給事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例等の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和四十二年三月奈良県条例第三十八号)

二 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号)

三 奈良県水道用水供給条例(昭和四十五年三月奈良県条例第四十四号)
(奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例(昭和三十七年十月奈良県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第三条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「企業職員及び」を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「企業職員、」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)
第五条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月奈良県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員をいう。以下同じ。）」である派遣職員及び「及び」であつて、企業職員以外のも

の」を削り、「もの(」を「派遣職員(」に改める。

第八条(見出しを含む。)中「企業職員又は」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第六条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月奈良県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び」及び「であつて、企業職員以外のもの」を削る。

第五条中「企業職員である職員及び」を削る。

第八条(見出しを含む。)中「企業職員又は」を削る。

第十五条中「企業職員である職員及び」を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員をいう。以下同じ。)である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)」を削る。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

第十一条第一項中「(企業職員である非専門的任期付職員を除く。)」を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(奈良県特別会計設置条例の一部改正)

第八条 奈良県特別会計設置条例(昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条の表中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第九条 奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程並びに地方自治法」を「並びに同法」に改める。

（奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第十条 奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十八年十二月奈良県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置）

2 第一条の規定による廃止前の奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例第十条第一項に規定する業務の状況を説明する書類で、令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までの期間に係るものについては、なお従前の例による。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

3 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「又は県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号）第四条第一項」を削る。